## 広島県告示第百十一号

のとおり変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所におい 平成二十六年三月十日までの間、 縦覧に供する。

平成二十六年二月二十四日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

一道路の種類

県道

二路線名

西浦三庄田熊線

三 道路の区域

尾道市因島重井町字ニツ池七九番尾道市因島重井町字ニツ池八二番		区
元番二地先まで		間
新	旧	の新 別旧
一三・五〇~		製地の幅員
九・〇〇	元・〇〇	(メートル) 長
一トル 一トル		備考